

太田川総合水系環境整備事業

河川事業の再評価項目調書

事業名（箇所名）	おおたがわ 太田川総合水系環境整備事業		
実施箇所	太田川水系直轄管理区間内		
当該基準	再評価実施後一定期間（3 年）が経過している事業		
事業諸元	【水辺整備】 ① 市内派川水辺整備 ①-1 千田地区水辺整備〔計画〕 河川管理用通路 ①-2 舟入・基町地区水辺整備〔計画〕 河川管理用通路 ①-3 元安川底質改善〔計画〕 底質改善 ①-4 旧太田川底質改善〔H20～H23〕 底質改善 ①-5 天満川底質改善〔H24～H26〕 底質改善 ② 西原地区水辺整備〔H24～H26〕※ アンダーパス(河川管理用通路) ③ 上殿地区水辺整備〔H21～H23〕※ 護岸、坂路、階段、河川管理用通路 ※②③はフォローアップ対象であり、費用及び便益を全体事業の B/C へ計上		
事業期間	平成 20 年度～平成 35 年度		
総事業費（億円）	10.5 億円	残事業費（億円）	4.6 億円
目的・必要性	広島県の西部に位置する太田川は、その源を冠山に発し、広島市街を流下し広島湾に注ぐ、流域面積 1,710km²、幹川流路延長 103km の一級河川である。太田川流域には、良好な自然環境、広大なオープンスペースが存在し、それぞれの地域特性に応じ、多種多様な目的で利用されている。 【水辺整備】 ≪市内派川水辺整備≫ - 平成 15 年に策定された「水の都ひろしま」構想の実現に向けて「水の都ひろしま推進協議会」が設立されており、河川管理者（国・広島県）や広島市だけでなく、利用者である市民や企業等が協働して水辺整備を進めている。この地区は、その中心部として地域住民が愛着を感じているだけでなく、世界遺産である原爆ドームや平和記念公園へ世界各地より多くの人が訪れる地域である。 - しかし水辺は、場所によって有機泥が堆積し、また水辺の利用要望に対して十分な経路が整備されていないことから、水辺利用が安全、安心して行えるよう、河川管理用通路の整備や底質改善を行う。		
便益の主な根拠	【水辺整備】 ≪市内派川水辺整備≫ CVM 全体事業 支払意思額 = 365 円/世帯/月、受益世帯数 = 95,852 世帯 残事業 支払意思額 = 354 円/世帯/月、受益世帯数 = 95,852 世帯 ≪西原地区水辺整備≫ CVM 支払意思額 = 220 円/世帯/月、受益世帯数 = 129,353 世帯 ≪上殿地区水辺整備≫ TCM 年間利用者数の増加数 2,652 人		

事業全体の投資効率性	基準年度	平成 26 年度				
		B:総便益 (億円)	C:総費用 (億円)	B/C	B-C (億円)	EIRR (%)
	全体事業	148.1	10.5	14.1	137.6	29.6%
	残事業	69.1	4.4	15.8	64.7	36.5%
感度分析			残事業(B/C)		全体事業(B/C)	
	残事業費（+10%～-10%）		14.4～17.6		13.5～14.7	
	残工期（+10%～-10%）		15.7～16.3		14.0～14.2	
	便益（+10%～-10%）		17.4～14.3		15.5～12.6	
	当面の段階的な整備　－					
事業の効果等	【水辺整備】 ≪市内派川水辺整備≫ ・当該箇所は、「水の都ひろしま」の中心部として地域住民が愛着を感じ、また世界各地より多くの人々が訪れており、河川管理用通路の整備や底質改善により、河川管理の向上のほか安全で安心な水辺利用が実現できる。					
社会情勢等の変化	・事業箇所周辺の人口、世帯数について、近年大きな変化はみられない。					
事業の進捗状況	・太田川では、安全に河川利用を行うための水辺整備事業を 3 地区で実施しており、うち 2 地区（上殿地区・西原地区）では事業が完了している。					
事業の進捗の見込み	≪市内派川水辺整備≫ ・市内派川 5 箇所は、広島市が作成し、国が登録した「太田川市内派川かわまちづくり計画」（平成 24 年 2 月変更登録）に位置づけられており、残りの 3 箇所（底質改善 1 箇所、水辺環境整備 2 箇所）については、広島市と事業実施に向けて調整を行っているところであり、今後、事業を実施予定。					
コスト縮減や代替案立案等の可能性	・水辺整備にあたっては、近隣の別工事で発生する土砂を盛土等へ流用することによりコストの縮減を図る。 ・除草作業や清掃などについて地元と協力体制を確立することで、コストの縮減を図る。					
対応方針（原案）	継続					
対応方針理由	・上記より、太田川総合水系環境整備事業において、水辺の利活用の促進、費用対効果、地元の協力体制等の観点から、事業継続が妥当。 ・今後の事業実施においては、コスト縮減に引き続き取り組み、効率的かつ効果的な事業の執行に努める。					
その他	－					

太田川総合水系環境整備事業

【事業再評価 要点審議】

国土交通省 中国地方整備局
平成29年9月6日



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

①費用対効果分析実施の判定

②太田川流域の概要、事業の目的・必要性

③事業の進捗状況

④事業の整備効果

⑤今後実施する事業内容

⑥今後の対応方針（原案）

参考 太田川市内派川かわまちづくり計画

①費用対効果分析実施の判定

項目		判定	チェック欄
		判断根拠	
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合			
事業目的			
・ 事業目的に変更がない	・ 「安全に河川利用を行うための整備」を目標としており、事業目的に変更がない。		■
外的要因			
・ 事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠【地元情勢等の変化がない】	・ 事業箇所周辺の便益が生じる想定範囲内の人口、世帯数の変化が小さい。 人口 前回：729,736人 (H22国勢調査)、今回：752,326人 (H27国勢調査)、変化割合 +3.1% 世帯数 前回：328,835世帯 (H22国勢調査)、今回：342,765世帯 (H27国勢調査)、変化割合 +4.2%		■
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.～4.について、各項目が感度分析の範囲内にあっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。			
1. 費用便益分析マニュアルに変更がない 判断根拠【B/Cの算定方法に変更がない】	・ 前回評価時に準拠した「河川に係る環境整備の経済評価の手引き (H23.3)」がH28.3に一部改正されたが、B/Cの算定方法に変更はない。		■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠【需要量等の減少が10%以内】	・ 事業箇所周辺の人口・世帯数を比較すると、変化率が人口では+3.1%、世帯数では+4.2%であることから、需要量の変化が10%以内に収まっている。		■
3. 事業費の変化 判断根拠【事業費の増加が10%以内】	・ 事業費に変更はない。 前回：全体事業費 10.5億円、今回：全体事業費 10.5億円		■
4. 事業展開の変化 判断根拠【事業期間の延長が10%以内】	・ 事業期間は、15ヶ年（平成20年～平成35年）であることから変化はない。		■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合			
・ 事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠【直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上】 または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	・ 直近3ヶ年の平均事業費 (H26～H28) は16.8百万円であり、事業評価に要する費用は3.3百万円であることから、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい (1%以上)。 ・ 前回評価時の感度分析における下位値が基準値1.0を上回っている。 全体事業費+10%：B/C=13.5、残工期+10%：B/C=14.0、便益-10%：B/C=12.6 残事業費+10%：B/C=14.4、残工期+10%：B/C=15.7、便益-10%：B/C=14.3		■
前回評価で費用対効果分析を実施している	・ 実施している		■

【費用対効果分析の実施について】

○上記より、事業目的の変更及び社会情勢の変化がなく、費用便益分析に関する要因変化がごく僅かであることから、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」(平成25年11月1日付)に基づき費用対効果分析は実施しない。

②太田川流域の概要、事業の目的・必要性

- 広島県の西部に位置する太田川は、その源を冠^{かんむり}山に発し、広島市街を流下し広島湾に注ぐ、流域面積 1,710km²、幹川流路延長 103km の一級河川である。
- 太田川流域には、良好な自然環境、広大なオープンスペースが存在し、それぞれの地域特性に応じ、多種多様な目的で利用されているが、市内派川では、有機泥が堆積し、景観、異臭、水辺利用の支障となっている箇所や親水護岸の整備がなされておらず、安全な水辺の利用ができない箇所がある。

上流部

- ・三段峡や源流部の渓流などでは四季を通じて多くの観光客が訪問



三段峡黒淵・舟で散策



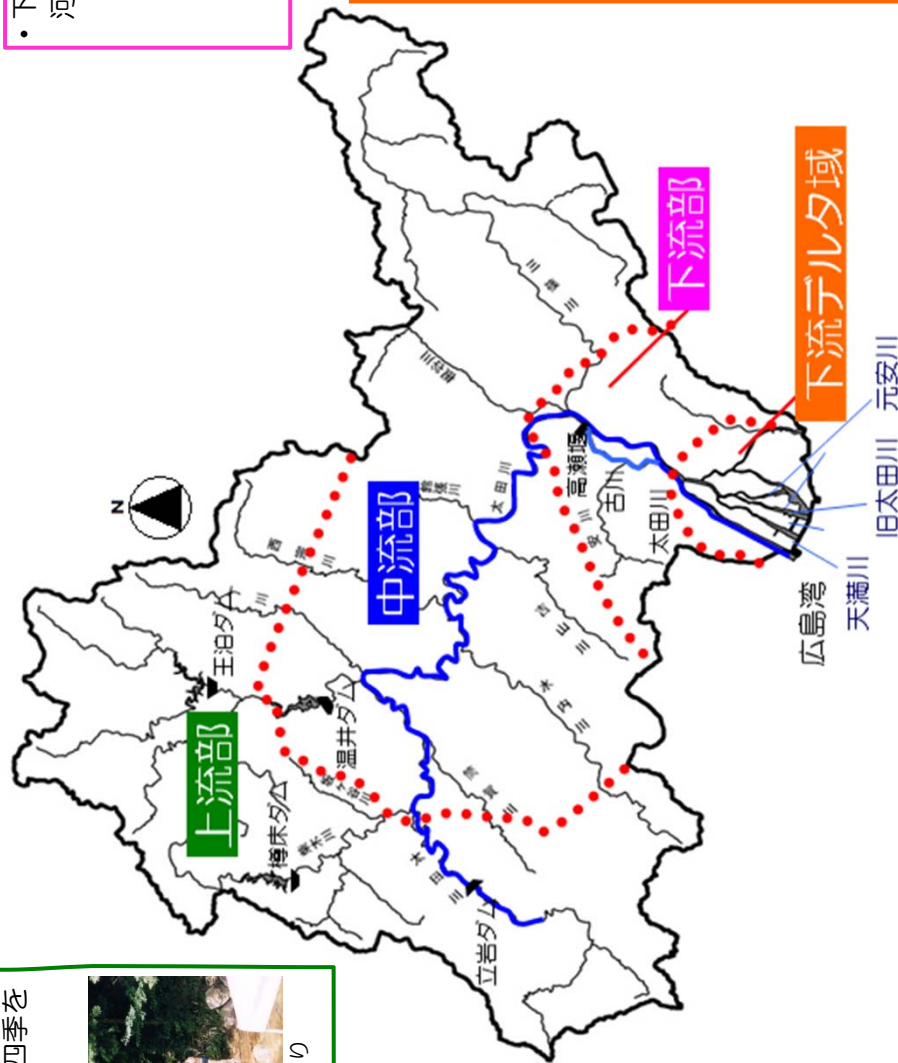
渓流での魚とり

中流部

- ・温井ダム観光放流等では多くの観光客が訪問



温井ダム放流



下流部

- ・下流部に形成された広い河川敷では親水空間が整備済



太田川高水敷・野球場

下流デルタ域

- ・汽水域や広い干潟は、ハゼ釣りやシジミ採り等、河岸緑道は散策等の市民利用が盛ん



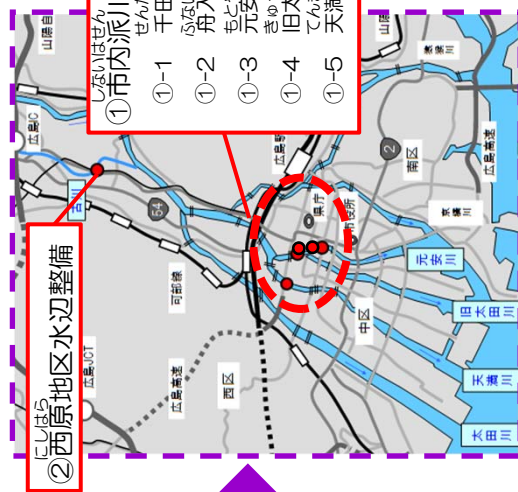
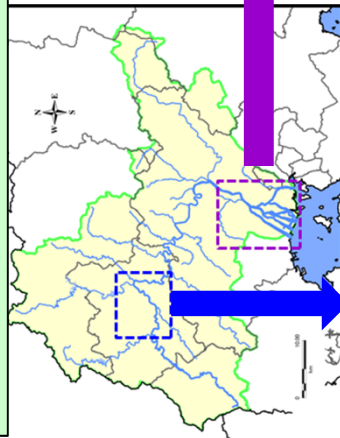
シジミ採り



河岸緑道の散策

③事業の進捗状況

- 太田川では、安全に河川利用を行うための水辺整備事業を3地区で実施しており、うち2地区（上殿地区・西原地区）では事業が完了している。
- 残りの1地区については、市内派川の5箇所で行っているが、水辺の利用促進の効果が重複するため、一括して評価を行う。



②西原地区水辺整備：整備済

<事業内容>

橋梁で分断された水辺の連続性を確保し、安全に利用ができるよう、アンダーパスを整備



整備後

①市内派川水辺整備

- ①-1 千田地区水辺整備
- ①-2 舟入・基町地区水辺整備

<事業内容>

水辺を安全に利用できるよう、河川管理用通路を整備



水辺の状況

水辺を通行できない

③上殿地区水辺整備：整備済

<事業内容>

水辺を安全に利用できるよう、雑草や雑木が繁殖している水辺に階段や河川管理用通路を整備



整備後

①-3 元安川底質改善

- ①-4 旧太田川底質改善（整備済）
- ①-5 天満川底質改善（整備済）

<事業内容>

有機物が堆積し、景観、異臭、水辺利用の支障となっている底質を改善



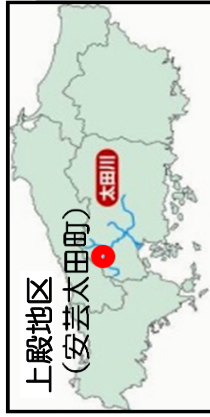
底質の状況

有機物が堆積して足が泥に埋まる

④事業の整備効果

■事業が完了した「上殿地区」、
「西原地区」では、事業実施により、散策、景観鑑賞、環境学習・体験等の利用者数に増加が
みられている。

上殿地区水辺整備 H21～H23



【整備前】水辺の状況



雑草や雑木の繁茂等により水辺に近づきにくい

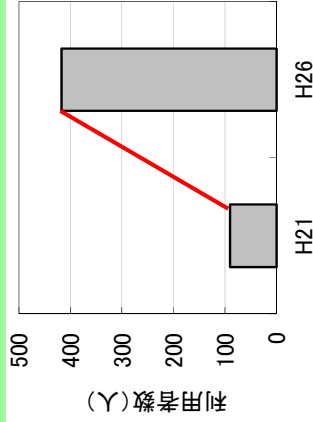
【整備後】水辺の状況



階段や河川管理用通路が整備され、水辺に近づきやすくなり、安全に水辺の利用ができるようになった

事業の効果

- ・雑草や雑木が繁茂している水辺に階段や河川管理用通路を整備することにより、安全に水辺の利用ができようになった。
- ・整備前後で整備箇所付近の利用者が約4倍となった。



出典：河川水辺の国勢調査 空間利用実態調査 (太田川63～65k左岸)
(春と夏の調査結果のみ：利用者数の推計期間3月～8月)

西原地区水辺整備 H24～H26.6



【整備前】アンダーパス整備箇所の状況



河川利用者が河川内で移動できない

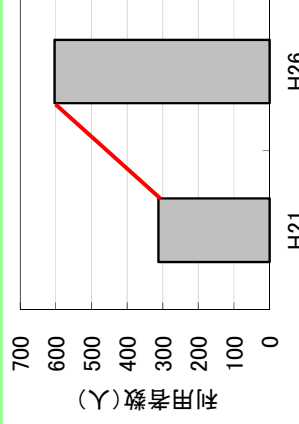
【整備後】アンダーパスの整備状況



河川利用者が河川内で移動できる

事業の効果

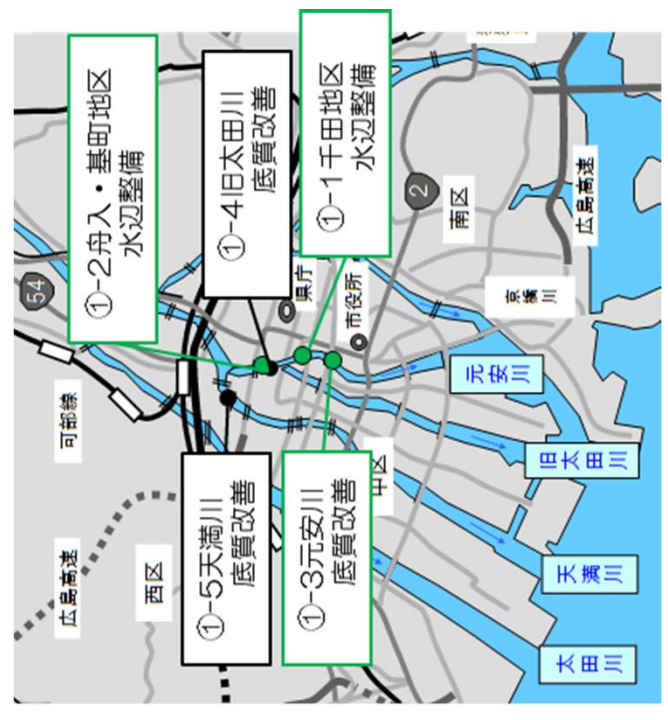
- ・アンダーパスを利用することにより、道路を横断することなく河川沿いを安全に移動できるようになった。
- ・整備前後で整備箇所付近の利用者が約2倍となった。
- ・アンダーパスの整備により低水路部の河川巡視が容易となり河川管理の向上が図れるようになった。



出典：河川水辺の国勢調査 空間利用実態調査 (古川1.0～2.0k)
(夏の調査結果のみ：利用者数の推計期間6月～8月)

⑤今後実施する事業内容

- 市内派川5箇所は、広島市が作成し、国が登録した「太田川市内派川かわまちづくり計画」（平成24年2月変更登録）に位置づけられている。
- 市内派川5箇所の内、有機泥が堆積し、景観、異臭、水辺利用の支障となっていた旧太田川・天満川の2箇所では底質改善事業を実施済み。
- 残りの3箇所（底質改善1箇所、水辺整備2箇所）については、広島市と事業実施に向けて調整を行っているところであり、今後、事業を実施予定。



事業名	事業内容
①-1 千田地区水辺整備	河川管理用通路
①-2 舟入・基町地区水辺整備	河川管理用通路
①-3 元安川底質改善	底質改善
①-4 旧太田川底質改善	底質改善
①-5 天満川底質改善	底質改善

関係機関 調整中

実施済み

●水辺整備及び底質改善の整備前の状況

水辺の状況

底質の状況

有機泥が堆積して足が泥に埋まる

水辺を通行できない

●水辺整備及び底質改善の整備後のイメージ

水辺の状況（河川管理用通路整備の例）

底質の状況

有機泥が減り、足が泥に埋まらない

水辺沿いを安全に利用できる

⑥今後の対応方針(原案)

1. 再評価の視点

①事業の必要性等

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

- ・事業箇所周辺の便益が生じる想定範囲内の人口、世帯数の変化が小さい。

2) 事業の投資効果

- ・費用便益比 (H26年度評価) 全体事業 (B/C) 14.1 残事業 (B/C) 15.8

3) 事業の進捗状況

- ・太田川では、安全に河川利用を行うための水辺整備事業を3地区で実施しており、うち2地区（上殿地区・西原地区）では事業が完了している。

②事業の進捗の見込み

- ・市内派川5箇所は、広島市が作成し、国が登録した「太田川市内派川かわまちづくり計画」（平成24年2月変更登録）に位置づけられており、残りの3箇所（底質改善1箇所、水辺整備2箇所）については、広島市と事業実施に向けて調整を行っているところであり、今後、事業を実施予定。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性

- ・水辺整備にあたっては、近隣の別工事で発生する土砂を盛土等へ流用することによりコストの縮減を図る。
- ・除草作業や清掃などについて地元と協力体制を確立することで、コストの縮減を図る。

2. 県への意見照会結果

- ・広島県知事の意見：対応方針（原案）については、妥当である。

【今後の対応方針（原案）】

- ・上記より、太田川総合水系環境整備事業において、水辺の利活用の促進、費用対効果、地元の協力体制等の観点から、**事業継続が妥当。**
- ・今後の事業実施においては、コスト縮減に引き続き取り組み、効率的かつ効果的な事業の執行に努める。

注：費用対効果分析に係る項目は、平成26年度評価時点

参考：太田川市内派川かわまちづくり計画

- 太田川市内派川の水辺整備事業は、広島市が作成し、国が登録した「太田川市内派川かわまちづくり計画」（H24年2月変更登録）に位置付けられており、平和公園や広島駅周辺の立地を活かし、利活用に即した親水護岸等の整備を行っている。また、市民団体による河川敷の除草や、民間事業者によるオープンカフェ、水上タクシーの運行により、河川利用者が増加している。
- 今後も、ライトアップなどの社会実験等を行いながら、更なる水辺の賑わいの創出を目指す。

ハード整備と利活用（イメージ）



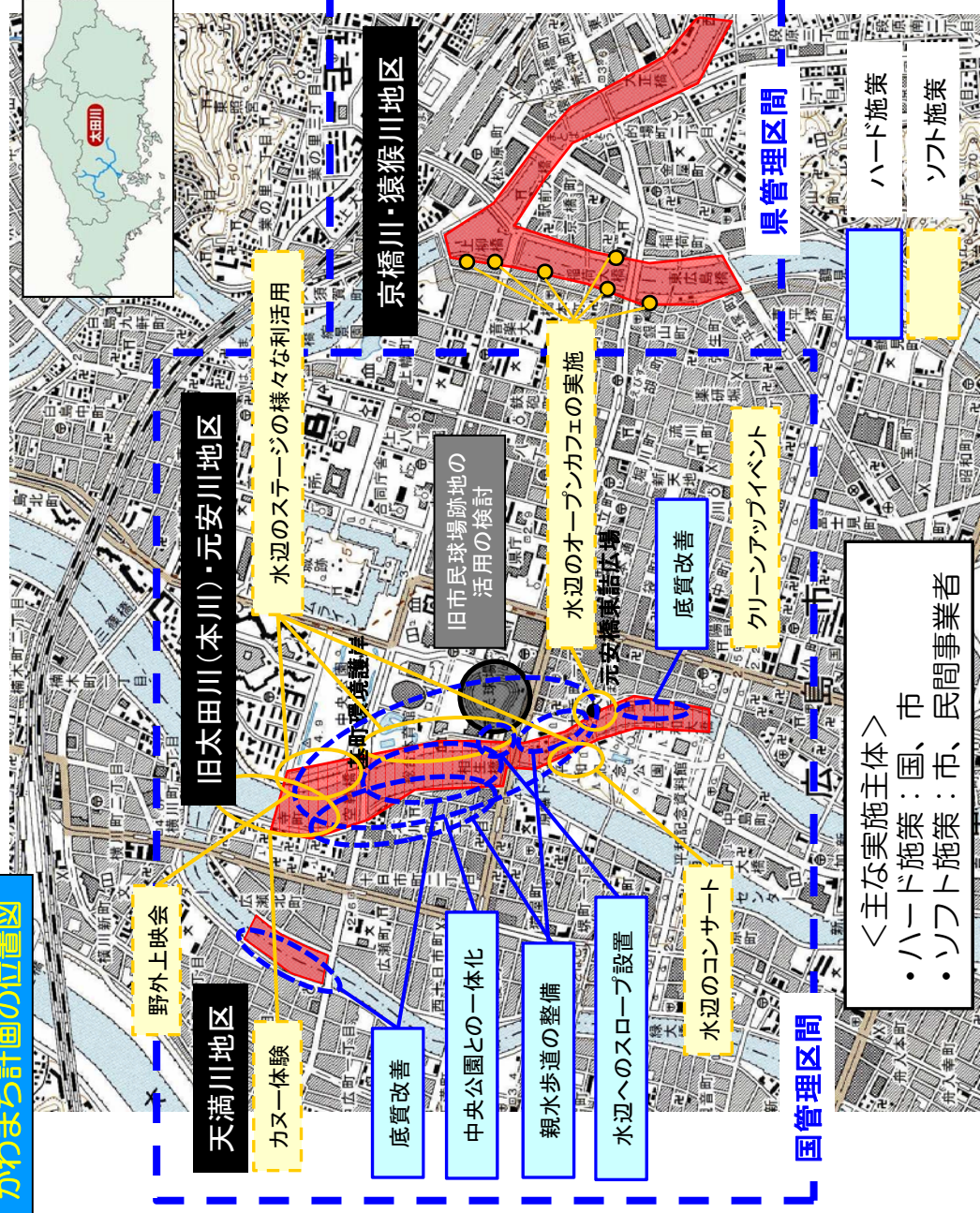
民間事業者による水上交通



民間事業者の参入



かわまち計画の位置図

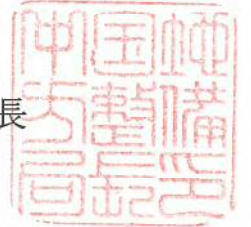


太田川総合水系環境整備事業
〔広島県への意見照会と回答〕

国中整企画第 4 6 号
国中整港計第 5 号
平成 2 9 年 8 月 7 日

広島県知事 殿

中国地方整備局長



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について (ご依頼)

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、中国地方整備局事業監視委員会（以下「委員会」という。）において、再評価に係る対応方針（原案）について審議しております。

このたび、平成 2 9 年 9 月 6 日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針（原案）の作成にあたり、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

(別紙)

事業名	「対応方針（原案）」案※	備考
太田川直轄河川改修事業	継続	
太田川総合水系環境整備事業	継続	

※貴県の意見を踏まえ、「中国地方整備局事業監視委員会」へ諮る対応方針（原案）を作成するためのものです。

■ご意見の送付期限：平成29年8月23日（水）までをお願いします。

※様式自由

■送付先・お問い合わせ先

中国地方整備局 企画部企画課

課長補佐 藤原 （内線：3153）

施策分析評価係長 守川 （内線：3186）

TEL：082-221-9231（代表）

FAX：082-227-2651

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

土 総 第 439 号

平成29年8月31日

中国地方整備局長 様

広島県知事
(土木建築総務課)



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に
係る意見照会について（回答）

平成29年8月7日付け国中整企画第46号及び国中整港計第5号で依頼のこのことについて、
対応方針（原案）については、異存ありません。

なお、個別の事業についての意見については、別紙のとおりです。

- 太田川直轄河川改修事業
- 太田川総合水系環境事業



担 当 調整G

電 話 082-513-3815

(担当者 岡本)

中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）案に対する意見

事業名	太田川直轄河川改修事業
対応方針に対する意見 (対応方針：継続)	異存はありません
(具体的意見) 治水安全度の向上，費用便益比，地元の協力体制等の観点からも事業の継続が妥当であるため，引き続き，コストの縮減に努めながら，計画的に整備を進めていただきたい。	
事業名	太田川総合水系環境整備事業
対応方針に対する意見 (対応方針：継続)	異存はありません
(具体的意見) 事業の必要性や費用便益比等を勘案すると，事業の継続が妥当であるため，引き続き，地域との協力体制を確立するとともに，コストの縮減に努めながら，計画的に整備を進めていただきたい。	